

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第十号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年広島県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「、期末特別手当」を削る。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十一年四月一日から施行する。